

北海道告示第668号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号。以下「条例」という。）第5条第3項ただし書及び第17条第3項ただし書の規定により、知事が定める場合を次のとおり定め、平成18年1月1日から施行する。

平成17年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

条例第5条第3項ただし書及び第17条第3項ただし書の知事が定める場合は、栽培しようとする遺伝子組換え作物がテンサイであって、かつ、栽培期間が2年以内である場合とする。